

◆ ICYE 短期プログラム StePs 参加における誓約事項 ◆

すべての項目をお読み頂き、同意頂ける場合は最後のページに署名・捺印をしてください。

1. ICYE 日本委員会からの派遣生（以下派遣生と称す）は、各受入国によって政治、文化、宗教、生活習慣が異なることに留意し、プログラム参加期間中は人間関係については特にその国の慣習に従うことが優先されると約束します。
2. 派遣生は ICYE プログラム参加期間中の行動は全て自己責任を伴うことを十分理解し、渡航国の法律、国際文化青年交換連盟(以下 ICYE 連盟と称す)、各受入国 ICYE 委員会および ICYE 日本委員会が定めたプログラムと規則等を遵守することとします。
3. 派遣生は第 2 項に記述された各規則に違反したり、プログラム活動（受入国が提供する参加必須プログラム及びボランティア活動）への欠席、不法行為、犯罪行為等を行った場合、受入国委員会より派遣プログラムの中止及び帰国命令を受けることがあります。この場合、受入国委員会の指示に従って行動してください。
4. 前項により帰国を命令された場合、派遣生は ICYE 連盟、受入国 ICYE 委員会及び ICYE 日本委員会に対し参加費の返金請求を含め、一切の異議は述べないことを約束します。但し、派遣先の天災、政治的条件（戦争、革命など）のため、ICYE 連盟または ICYE 日本委員会の判断により帰国せざるを得なくなった場合は、参加費をプログラムの日数で除した 1 日当りの金額に、本来のプログラムの日数から日本出国日から受入国出国日までの日数を控除して算出された日数を乗じた金額を請求できます。
5. 派遣生が希望する渡航国によっては治安や伝染病などに関し、注意を必要とする場合があります。ICYE 日本委員会はその希望渡航国に関する入手できる範囲の情報を派遣生に提供します。しかし渡航に関する最終決定は派遣生本人の判断によるものとします。また、その場合も参加を取り止める場合は、キャンセル料が発生いたします。
6. 各受入国における政治・経済等の理由により派遣生が入国を拒否された場合やビザ取得が困難になった場合、渡航延期・中止の際のキャンセル料請求や ICYE 連盟または各国委員会への責任追及等はできません。
7. 派遣生は、非常時に備え、各 ICYE 委員会の緊急連絡先および各種連絡先リスト等を常に携帯することとします。派遣期間中に問題が生じた場合若しくはその危険がある場合は、派遣生は以下の順位で速やかに対応してください。
 - ① ホストファミリー、受入れ団体または関係団体及びコーワーカー（co-worker）に相談。
 - ② 受入国 ICYE 委員会に相談。
 - ③ ICYE 日本委員会に相談。

- ④ ICYE 連盟国際事務局に相談する（この場合は ICYE 日本委員会も ICYE 連盟国際事務局に対処方法の判断を仰ぐべく相談するものとします）。
8. 派遣生は、各受入国が指定した空港へ、平日に到着することを原則とします。土日または現地国の祝祭日に現地空港に到着する場合は空港への送迎はなく、その場合は自己責任において移動・滞在し、直近の平日に指定された場所まで自力で行くこととします。
9. 申込に際し、各国や渡航状況のことをよく調べ、派遣生自身で納得した上で希望渡航国や出発日を決めます。保護者・家族からの承認も得てからの申込とし、派遣手続きに関わることについて保護者を含む第三者からの抗議・連絡・変更等は ICYEJAPAN では受け付けしないこととします。また、派遣生本人による日程・渡航国・活動先の希望変更においても、やむを得ない場合以外は原則として対応できません。
10. 渡航に関しては現地到着・現地解散を基本としています。そのため、国内での手続き(パスポート、ビザ、航空券手配、予防接種)については、派遣生自身で責任を持って取り組み、ICYE 各国委員会から要求された資料は速やかに提出し、求められた手続きを期限内に行うこととします。決められた期限内に派遣生によって行われなかったための国内手続き遅延・失敗等を事由に起きた損害については、一切異議を申し立てないこととします。
11. プログラム参加に伴って生じる派遣生自身及び派遣生の身の回りに対して被った損害・損失については、ICYE 日本委員会に加入する海外旅行保険（日本興亜損保）で請求できる範囲内を除き、ICYE 連盟及び ICYE 日本委員会に対して一切の補償請求はできません。なお、ICYE プログラム参加期間以外の旅行については派遣生自身で責任を持って海外旅行保険に入ることとします。
12. 派遣生は、プログラム参加費を、プログラム参加承認書類に同封された請求書に従って期日までに支払うものとします。申込金は参加費とは別途扱いとし、派遣生の都合によるキャンセルの場合、申込金はお返しできません。
13. 派遣生の個人的な理由により、出発前に参加を取り止めた場合、下記のキャンセル料を支払うものとします。
- 区 分 キャンセル料
- A. 参加承認書類受領日の翌日から 31 日前まで 無 料
 - B. A を経過後、出発日の 30 日前から 2 日前まで 参加費の 50%
 - C. 出発日 1 日前以降または無連絡不参加の場合 参加費の 100%
14. 派遣生が本誓約書に違反した場合、それによって派生した事柄については、全て派遣生の自己の責任で処理すべきものであることを確認するものとします。
15. この申込完了後、3 日以内に英文申込書を ICYE 日本委員会へ提出することを約束します。

一、私は ICYE プログラム参加における誓約事項に同意します。

一、保護者・家族からの承諾も得たうえで申込みをしています。

特定非営利活動法人国際文化青年交換連盟日本委員会（ICYE ジャパン）

理事長 村野 繁 殿

年 月 日

派遣生住所 _____

派遣生氏名 _____ 印